

官報

昭和二十九年五月十日

○第十九回衆議院會議録第四十六号

昭和二十九年五月十日(月曜日)

議事日程 第四十三号

午後一時開議

第一 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第二 日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案(内閣提出)

第三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出)

第五 碓安工業合理化及び碓安輸出調整臨時措置法案(第十六回国会内閣提出)

第四 農林省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

第六 軍事郵便貯金等特別処理法案(内閣提出)

第七 日本放送協会昭和二十七年度財務監査及

度財務監査、貸借対照表及び損益計算書

第八 本日の会議に付した事件

中小企業倒産に関する緊急質問

(春日一幸君提出) 質料開示決定審議会委員の選舉

昭和二十九年五月十日 衆議院会議録第46号 中小企業倒産に関する春日君の緊急質問

中央建設業審議会委員任命につき

国会法第三十九条但書の規定による議決を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につ

き同意の件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、參議院回付)

日程第一 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

老駄対馬電報料の件を廃止する法律案(内閣提出)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第二 日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案(内閣提出)

接収不動産に関する地代借家臨時処理法案(第十六回国会吉田安君外三名提出)

国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案(内閣提出)

日程第三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出)

日程第四 農林省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

日程第五 碓安工業合理化及び碓安輸出調整臨時措置法案(第十回国会内閣提出)

日程第六 軍事郵便貯金等特別処理法案(内閣提出)

午後三時十七分開議

○議長(堤原次郎君) これより会議を開きます。

○中小企業倒産に関する緊急質問

(春日一幸君提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、春日一幸君提出、中小企業倒産に関する緊急質問を許可せられることを望みます。

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○春日一幸君登壇

(府は融資規制方針の通達を金融機関に

発しましたが、この通達の中には、中

小企業への貸出しについては一言隻句

も触れることなきのみならず、逆に、

融資は基幹産業と重要産業に重点を置

けと指令して、暗に中小企業への資金

の導入を阻止せんとしておるのであり

ますが、これが金融難を泣訴してやま

ぬ中小企業者に対する政府の回答であ

るのありますし、ようか。

今や、中小企業の行き詰まりは、す

でに不況の度を越えて、全面的破綻直

前の危機にあると思われるのあります。(拍手) すなわち、東京手形交換所の不渡り手形件数は、昨年十月以来次

第に激増し、本年度に入り平均一千五百枚を越えておりますが、これはす

ぐに窮乏を唱えた昨年同期の倍の数であ

りますして、さらには五月六日に至つて一挙に一日で三千六百七十五件とい

う、まさにそれはなだれのこととき絶望

的な最悪の状態を呈するに至つておる

のであります。手形を不渡りする手形を不渡り手形件数は、昨年十月以来次

に激増し、本年度に入り平均一千五

百枚を越えておりますが、これはす

ぐに窮乏を唱えた昨年同期の倍の数であ

りますして、さらには五月六日に至つて

て一挙に一日で三千六百七十五件とい

う、まさにそれはなだれのこととき絶望

的な最悪の状態を呈するに至つておる

のであります。手形を不渡り手形件数は、まさに資金の操作が万策尽きた姿

であります。手形を不渡り手形件数は、まさに資金の操作が万策尽きた姿

年三月末現在において滞納件数は八百

九十三万件、この額は一千五百八十八億と、これまたわが国租税制度をもつて以来の最高記録を打立てておられます。ことに中小企業の危機はござるにまづありますから、在再にその教訓を怠るならば、やがては、その連鎖的其倒れの波及するところ、これは中小企業のゼネラル・バンクックへ、さらには国民经济の全面的破綻へと突入することは必至の事柄であります。(拍手)すなわち、わが国の当面するこの中小企業問題こそは、ただに中小企業の政策問題たるにとどまらず、國民思想を左右する防衛問題であり、さらに深く教へなく軽率で行く人々に対する人道問題であらうと思うのであります。政府は、すべからくこの事態を直視して、政治施策を集中し、もつて中小企業を救済強化することは緊急刻眉の問題と思うが、政府はこの点に拘泥しないかなる方針をとらんとするものであるか、この際諒識理より決意のあるところをまずもつて御明示願いたいと思うのであります。

わが父の調査によれば、富士銀行は、日本馬券に対し、單名割引融資十二億、これに商手割引を加えて、その自己資本の三〇%を越える偏向貸出しを行ひ、三井銀行は、東洋棉花に対し、單名貸出し十三億、市中銀行は、おなまね、かかる手法によって、特定の大企業と結託して、ひょん／＼とする偏向融資を行つてゐるのである。況に二十七年度の銀行周年報によれば、銀行の自己資本の一〇%を越える集中融資は全貸出し額の二五%を占め、さらに銀行の自己資本の一七%を越える集中融資は全貸出し額の二九五千億と見れば、その三〇%を占め、銀行と大企業によって、偏向融資が横行してゐることを明白に物語るものであつて、かくのこときはまさに金融寡政府状態なりと断ぜざるを得ないのであります。

旨の規制は決して怠つてはいないのである。金融引締めのしわは、今や中小企業へ圧縮されつつある。かかる情勢下において、なおかつ市中銀行の貸出しに對し何らの規制を行はず、これを銀行と大企業の欲するがままに野放しに放任するということは、ひとと中小企業者の立場のみならず、預金者の安全を守るためにも断じて看過すべき事柄ではないありますよ。(拍手)しかるに、五月六日付大蔵省の金融機関あてに、融資規制方針の示達にまれば、「一企業に対する貸出しが自己資本の五割を超える等の偏向貸出しは改めよなどと示しておるのであるが、これは五割以下ならばさしつかえないと、意味であるのであらうか。世論は三割を越える偏向融資に憤慨し、一割を超える集中融資にきびしく非難を浴せておるが、天下目の中に発せられたこの通達が五割を超える貸出しを云々するなど、まさに、さたの限りである。かくのこときは、金融機関から削め出されつつある中小企業の怨嗟をしり目に、さらに銀行と大企業との密着せしめるものであつて、かかる通達は銀行が現行に行つておる集中融資の抑制には如何役立つものでないと思ふ。臣はこの銀行局長通達にはとして目を通しておられるであろうか。政府は、二十九年度予算において、国民金融公庫と中小企業金融公庫に対し何がしかの財政融資を行つたが、この程度のものは、よせんはすすめの法であり、焼石への水でしかあり得ない。政府は、中小企業への資金導入を促進助長するため、今こそ銀行の手中にあるこの一兆五千億の資金を対象として

て、この際少くとも偏向融資を是正するため適切な立法措置もしくは強力なる行政措置を講ずる意思はないか、大臣より責任ある御答かを願いたい。

次に、同様課題にのつり、銀行の中小企業向け融資を促進させるために、中小企業向け貸出しに対し税法上特別の優遇措置を設ける意思はないか。すなわち、中小企業への貸倒れ準備金の損金算入限度額をこの際上げるべきであると思うが、大臣はこの点に關いかなる見解をお持ちであるか。現行法人税法施行規則第十四条によれば、貸倒れ準備金として損金への繰入れを認められており額は一律に貸出額の千分の十であつて、ここに貸出し対象 貸出し金額の多寡について何ら差異を認めていないことは、この際特に考慮を要する点である。由来、中小企業への貸出しは、一件金額が低く、かつその信用調査に手数と費用を伴い、従つて銀行といふとも、それが當利事業である限り、よしむんは採算上不利な中小企業金融を忌避して、一件金額の巨大な企業融資に傾倒することは自然の趨向であつて、これが政策によってこ入れを必要とするゆえんである。政府は、この際、中小企業の金融権害化の第1回にかんがみ、当該規則を改正して、特に中小企業向け融資に対しては貸倒れ準備金の損金算入限度率を千分の二十程度に引上げ、もつて中小企業金融を助長すべきであると思うが、大臣はこの点に関いかなる見解をお持するか、切に苦衷を要望して御参考を求める。(拍手)

次に、政府の中小企業金融機関である指定期金に關してお伺いをいたしました。昨年十月、政府は健全財政を整頓するとして、突如として金融引締めに着手したのであるが、爾來政府並びに日銀による金融引締めの成果は、實に次のとおり奇跡なものである。すなわち、昨年十月における内地金融機関に対する政府の指定預金預託高は四百三十一億九千九百万円であつたものが、その後逐次回取せられて、本年四月末に至つて七十一億九千万円を残し、この間実際に三百六十億が引揚げられてしまつたものである。しかるに、一方日銀の市中預金銀行あて貸出し残高は、これに逆行して、昨年十月三千四百九十五億であつたものが、本年四月においては三千八百億に膨脹し、この同一期間において実に三百億の貸出し増が行なわれているのである。政府並びに日銀は、金融引締めを呼号してはおるが、それは、この計数が明確に示す通り、中小企業から引揚げた資金をそのまま大企業への増額融資に充當したのである。金融引締めの痛弊は、ただひとと中小企業にのみ無慈悲に加えられたにすぎないのである。（拍手）ここに、中小企業は、この痛打を受け、続々と潰れて行くのであるが、大企業は、そのしがねの繁榮をしておるのである。かかるへんな政治が民主憲法のもとに許されてよいかどうか。

さきに、本邦の大蔵委員会は、この事態を重視して、特に委員会の決議をもつて、政府指定預金の預託促進し、さらに金融機関開拓のための緊急措置を講じようとしたのである。しかし、政府に申し入れられたところによると、本決議が政府に申し入れられ

3

て、爾来すでに二箇月を経過した。この決議の中に指摘した不渡り手形の激増と中小企業倒産の続出は、はたして激化の一途をたどつておるが、政府は、今もつてこの決議が求めておる指定預金の貸出し資金源は極度に枯渇し、現に相互銀行、信用金庫の支払準備金はその基準率二十・五%を割つて十六・七パーセントにまで食い入り、まことに危険な貸し出しを行つておる委員会決議による政府は、この時にこそ、委員会決議による規預託をなすべきであると思ふが、大蔵大臣の御決意はどうであるか、責任ある御答弁をお願いする。

次に、二十九年度の金融債の各金融機関に配分について、この際政府の方針を御明示願いたい。この金融債の総額は、昨二十八年度は三百億でありますたのが、本年度は一躍百九十億に圧縮せられたのであるが、このわく内に占める商工中金債への割当高は、今や中小企業者の重大なる関心事である。今や、商工中金は、ここに中小企業の全面的不況が因果相応して、特に貸出し資金源に悩んでおる。国庫財政による大幅の救援を要すること、金供与の方途を講すべきであると思ふから、本件に関する大蔵大臣の御所見を承りたい。

次に、中小企業の貸倒れ債権並びに回収不能債権に対しては、税法上この格別の措置を必要とすると思うが、政府はこれに対しいかなる方針を有するものであるか、次の諸点についてお話しする。たとえば、現行税法による倒れ債権の損失算入は、民法による産の宣告、その他会社更生法に基くものであるが、はなはだしく権たな上げの決定等、はなはだく速の証明を必要とするものであつて、これは手形の不渡りと倒産が認出する現下の経済情勢、中小企業の現状、なはだしく合致しないものである。政府は、この際、税法を改正し、貸倒れの認定基準を緩和して、実際の損害額簿上の梁空の利益との間に介在する税法上の矛盾を是正すべきである。が、大蔵大臣の見解はどうであるか。さらにもう、貸倒れに至らない良債権の保持者並びに大企業の支払遅延により経営困難となつてゐるものに対しては、租税の無利息かつ長期延納を認める等、中小企業の面当せし不当かつ不合理な租税の重圧をすみかに軽減すべきであると思ふが、本当に渉し、あわせて大蔵大臣の御所見承りたい。(拍手)

したとのことであるが、本日いまだ子の成績があがらざるは、その認定案をもなまぬるいためか、もしくは公取がその機能を発動していないかであると思われるが、この際横田公正取引委員長から、本件に関する行政管理の状況について、横誠ある御答弁をお願いする。さらにはまた、通産大臣は本件に關する行政指導を行つてゐるか、あわせて御答弁をお願いする。

最後に、我が国経済の窮屈にからぬ、この際、政府会計並びに政府開港場機関の需品購入は、その一定の歩合を規制して、これを中小企業へ免注せしめる立法措置を講ずべきであると申うが、これに対する政府の見解についてお伺ひする。思うに、一般会計、特別会計を初め、公社関係その他の政府関係機関の物件費の購入高は極に年間一兆円を越える巨額に上るものと思ふが、これらの購入によつて中小企業の有効需要を確保することはきわめて適切な施策なりと確信する。現に、アメリカ国防省予算においては、同様の趣旨にのつとり、中小企業への発注割合を規制しているほどであつて、かかる提唱の行われるのはすでににおきに生ずるとさえ思われるのである。ここに、当然国産品を限つて採用し、かつその海外輸出の急速なる進展の望み得ないに、政府並びにその関係機関の需品购买は、けだし当然にして不可欠の案件である。政府はこの種の法的規制を行つて、國産品を保護するのである。さらにまた、この趣旨にのつとり、予算決算及び貿易統計令を改正して、中小企業の協同組合に対し、貿易の場合と同様に、政府

の売買契約にあたり、随意契約を結ぶべきで得るよう適切なる措置を講すべきであると思ふが、この点に關し、精力闘争より高い政治的視野に立つた御意見を承りたい。

以上を中小企業の危局救済のため速効ある緊急の政策として、政府の方針をお伺いした次第である。

なおこの際申述述べておきたいことは、今やわが國の全域に亘るこの中小企業の危局は實に吉田内閣六箇月の治績の所産であるが、これに反対して為替管理による輸入原料獨占の制約は、現にベルブ原料を独占せしめて紡織工業六社を太らし、棉花を独占せしめて精錬業六社を肥満せしめる等、さらにM.A.援助の小差の取扱いをめぐつて一企業者の暗躍競争を許さんとしている旨を守え、原風景を独占せしめて精錬業九億六千萬ドルの基礎資本輸入を蒙じ、これら一部少數の大企業は時を遅く頗に窮屈つき大繁昌を競っているのである。また、造船競試のこととき悪運手法が識せられて、甚新産業への財投融資は必要にして十分なる額が供されである。さらには、庶民大衆に対する税は、価格変動準備金、貸倒れ準備金を別減免措置によつて、実に六百億の減税がなされておるのである。一休政府は、かかる從来の方針をさらに

つてもこれを推進する
であるうか。教いな
日本本院の傍聴席が
は総理財政の目的
ストが慈義邸に侵入
れ、政府は国民を恐
としてする。ほんは
るがごとく、国民の
つて高まりつた
きがかりの一切を捨
のために深く決する
の状態に対しまして
経済の原動力である
これに携わる数千
に以上質問せら
はいかなる施策をも
のであるか、誠意あ
て、私の緊急質問を
なる反省と検討を加
るために、以上質問せら
はいかなる施策をも
のであるか、誠意あ
て、私の緊急質問を
竹虎君質問)

も「一つの御意見とは在じますけれども、國の経営の使い方としては、商品の購入につきましては、公平性と申しますが、國に有利な使い方をするという点を考えるべきであると考えております。会計法規では戦争を原則いたしましたのは御承知の通りであります。この会計原則をくずすことは、政府としては望ましくないと考えております。(拍手)

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇〕

○國務大臣小笠原三九郎君　中小企業の金融については、政府においても、予算その他においてもあどう限りの措置を講じておる。今後ともこれを怠らざることはもちろんであります。

市中銀行の集中融資に対して何か法的規制をする意思はないかということございましたが、法的に規制する意思は持つておりませんけれども、できるだけ実情に即して中小企業に貸し出すよう配慮をいたしたいと考えております。融資方針としては、資金の高利的使用を除く意味で先づる法案を出したのでござりますが、自己資本の二分の一以上の貸出を戒めたのも、銀行の集中融資を抑制する趣旨から出たものであります。

税法における貸倒れ準備金については、中小企業に対して厳に優遇措置を講ぜよということをございますが、現在の千分の十を千分の二十にして中小企業に交付すべきであるとの御意見は一つの構想だと考へるのであります。しかし、中小企業との分界線及び手続上の諸問題等もありますので、とくと研究してみたいと考えております。

さらに、指定預金は現在八十三億二千九百万円に上つておりますが、しか

し、これも実情に即して今後考えて
下さい。さらに、金融債を商工債券に多く貸す
点は考慮いたしませんけれども、本年
金融債の総額が非常に減少いたしました
ことは御承知の通りでござりますが、
従つて多くの割当は寧寧上困難
はないかと考えておるのであります。
さらば、税法を改正して、税制によ
ける貸倒れ債権、不良債権の認定を
和せよということになりますが、この
貸倒れ債権、不良債権についての認定
は、実情に即してこれをやつておる
とは御承知の通りであります。し
し、それがなお実情に合むかといふ
があるなら、よく、実情を調べた上で、
これが緩和に努める所存であります。
(拍手)

おの割ははの定の緩の行うことにいたしておるわけでござります。(拍手)

○議長(堤原次郎君) この際御料費安定審議会委員の選舉を行います。

○荒船清十郎君 御料費安定審議会委員の選舉については、その手続を省略して、議長において指名せられんとを望みます。

○議長(堤原次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼べ者あり

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。議長は、御料費安定審議会委員に

遠藤 三郎君 山口喜久一郎君
金子與重郎君 山本 幸一君
中村 時雄君

を指名いたします。

○議長(堤原次郎君) お詫びいたします。内閣から、中央建設業審議会委員に委議院議員鹿島守之助君を任命するため議決を得たとの申出がありました。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼べ者あり

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

○議長(堤原次郎君) 次に、内閣から、中央更生保護審査会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命するため申出がありました。右申出の通り同意するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼べ者あり

○議長(遠藤次郎君) 御異議なしと
あります。よつて同意するに決しました。
日本国とアメリカ合衆国との間の
相互防衛援助協定の実施に伴う関
税法等の臨時特例に関する法律案
(内閣提出 参議院回付)
○議長(遠藤次郎君) お詫びいたし
ます。参議院から、内閣提出 日本国と
アメリカ合衆国との間の相互防衛援
助協定の実施に伴う関税法等の臨時特
例に関する法律案が回付されておりま
す。この際議事日程に追加して右回付
案を議題とするに御異議あらんませ
か。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(遠藤次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられま
した。
右回付案を議題といたします。
日本国とアメリカ合衆国との間
相互防衛援助協定の実施に伴う關
税法等の臨時特例に関する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつて
て国会法第八十三条によることに同
付する。
昭和二十九年五月八日
参議院議長 河井 順一
參議院議長 河井 順一
(本件は議付案に付する
日本国とアメリカ
合衆国との間の相互防衛援助協
定の効力発生の日から施行する。)

を開き、当該地域に利害関係を有する者にその指定に関する意見述べる機会を設けなければならぬ。港湾管理者は、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

3 港湾管理者の長は、港湾隣接地域の指定をしたときは、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

40 第四十一条第一項中「建設してはならない。」を「建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならない。」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一条の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対する罰金以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

40 第四十一条の次に次の二項を加える。

(違反構築物に対する措置)

第十四条の二 港湾管理者の長は、

前条第一項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更により同項の条例で定める構築物となつた建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができるものとし、場所及び命令をしようとする事項を通知して、聴聞をしなければならない。

3 聽聞に際しては、当該命令に係る者その他の利害関係人に對し意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

40 第四十二条第一項中「前条」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項及び第三項の規定は、港湾管理者の長が前項の命令をしらうとする場合に準用する。

40 第四十二条第五項中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 第一条の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対する罰金以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

40 第四十一条の次に次の二項を加える。

(違反構築物に対する措置)

第十四条の二 港湾管理者の長は、

前条第一項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更により同項の条例で定める構築物となつた建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

40 第四十一条の次に次の二項を加える。

(違反構築物に対する措置)

第十四条の二 港湾管理者の長は、

前条第一項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更により同項の条例で定める構築物となつた建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

40 第四十一条の次に次の二項を加える。

(違反構築物に対する措置)

第十四条の二 港湾管理者の長は、

前条第一項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更により同項の条例で定める構築物となつた建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができるものとし、場所及び命令をしようとする事項を通知して、聴聞をしなければならない。

收取の方法については、港湾管理者としての地方公共団体(港湾管理者)が港務局である場合には港務局を組成する地方公共団体のうち定められたもの)の条例で定めることとする。

3 地方自治法第二百一十七条第三項及び第四項の規定は、前項の条例について準用する。

40 第四十三条の四に次の二項を加える。

3 地方自治法第二百一十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により國の負担金の交付を受けて港湾工事をする場合には、これらの規定に定める工事に要する費用は、政令で定めるところにより、港湾管理者が当該工事のため支出した金額とする。

40 第四十三条の四に次の二項を加える。

(原因者の負担)

第十四条の二 港湾管理者は、港

湾管理者がした工事が完了した場合において、材料その他の物が残存するときは、港湾管理者は、

当該物件を第一項から第三項までの規定によりその工事に要する費用を負担することができる。

40 第四十三条の三を次のように改める。

3 第一条の二 港務局は、第十二条の二の規定の定めるところにより、許諾その他の行為により必要を生じた港湾工事の費用については、その必要を生じさせた限度において、その必要を生じさせた者に費用の全部又は一部を負担させることができる。

40 第四十三条の二 港務局は、當該港湾に入港する船舶から、當該

港湾の利用につき入港料を徴収することができる。但し、警備隊等に従事する船員、鉄道連絡船、海軍又は気象の観測に従事する船舶、漁業船その他の政令で定めたものについては、入港料を徴収することができない。

3 地方自治法第二百一十七条第三項及び第四項の規定は、前項の条例について準用する。

40 第四十四条第一項中「料金」の下に「(次条第一項の入港料を除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項中「違反する」と認めるときは、「」の下に「その施行の日までに、」を加え、同項を第三項とし、同条第三項を第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 港湾管理者は、水域施設(沿地の行う工事に要する費用を負担する場合において、その負担金に千円未満の端数が生じたときは、政令で定めるところにより、その端数を切り捨てた額又はこれを切り上げて千円とした額を國の負担金とすること)を除く)又は外かく施設の利用に對し、前項の料金を徴収することができない。

40 第四十四条に次の二項を加える。

3 港務局は、第十二条の二の規定の定めるところにより、許諾その他の行為により必要を生じた港湾工事の費用については、同条第三項中「条例」とあるのは「前項と同様の規定により國が補助した率」と読み替えるものとする。

40 第四十三条の三を次のように改める。

3 第一条の二 港務局は、第十二条の二の規定の定めるところにより、許諾その他の行為により必要を生じた港湾工事の費用については、同条第三項中「条例」とあるのは「港湾法第十二条の二の規定」と読み替えるものとする。

40 第四十三条の二 港務局は、第十二条の二の規定の定めるところにより、許諾その他の行為により必要を生じた港湾工事の費用については、その時効については地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十四条の規定を、その取扱いについては同法第十七條及び第十八條の規定を準用する。

3 第一条において準用する地方自

昭和二十九年五月十日 民議院会議録第四十六号 港湾法の一部を改正する法律案外一件

は、港務局を組織する地方公共団体の議会の承認を受けなければ、その効力を生じない。第四十五条の次に次の二条を加える。

(事務の委任)

第四十五条の二 港務局を組織する地方公共団体は、条例で定めるところにより、港湾の利用及び管理に関する事務(当該地方公共団体の公共事務及び法律又は政令により当該地方公共団体に属する事務を除く)を港務局の委員会の委員長に委任することができる。

第四十六条第一項中「この法律により」を「港湾管理者は、(に)、「若しくは貸し付けようとする者は、」を又は貸し付けようとするときは、」に改める。

第五十二条第二項を次のように改める。

第四十二条第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定により運輸大臣がする港湾工事の費用及びその負担について準用する。この場合において、同条第五項中「第十七条及び第十九条第一項」とあるのは「第十七条の二第一項及び第十九条第一項」と、第四十二条第六項中「港湾管理者」とあるのは「國」とあるのは「國」とあるものとする。

は、港務局を組織する地方公共団体の議会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(事務の委任)

第四十五条の二 港務局を組織する地方公共団体は、条例で定めるところにより、港湾の利用及び管理に関する事務(当該地方公共団体の公共事務及び法律又は政令により当該地方公共団体に属する事務を除く)を港務局の委員会の委員長に委任することができる。

第五十五条の二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三条の後段中「港湾管理者」とあるのは「港湾管理者としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

(非常災害の場合における土地の一時使用等)

第五十五条の三 港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に対し防護等に從事すべきことを命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用して、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、取用し、若しくは処分することができる。

(損失の補償)

第五十五条の四 国又は港湾管理者は、前二条の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損害を補償しなければならない。

2 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(港湾工事に伴う工事の費用の補償)

第五十五条の五 運輸大臣又は港湾管理者の行う港湾工事の結果、港湾管理者以外の者に工事の必要を生じさせた場合は、国又は港湾管理者は、政令で定めるところにより、その必要を生じさせた限度において、その費用の全部又は一部を補償しなければならない。

2 第四十二条第四項の規定は、前

3 第三十七条第一項の許可、同条

第四項の占用料及び土砂採取料の徴収、同条第五項の過怠金の徴収、第三十七条の二、第四十二条の二第一項及び第四十二条第一項の許可、同条

第四十三条の四第一項の負担金の徴収、同条第五項(第四十二条の二第一項)の過怠金の徴収、第四十四条第一項の料金の徴収、同条第五項(第四十二条の二第一項)において準用する場合を除く)の過怠金の徴収、第四十二条の二第一項の入港料の徴収、第四十二条の二第一項の規定により準用する地方自治法第二百二十五条第一項第三項及び第四項の規定による滞納処分、第四十五条の二第一項の規定による委任に基いて行う事務の執行、前条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使、公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律第一

2 第十二条第一項第一号中「港湾区域及び」を「港域、港湾区域

に隣接する地域及び」に改め、同項

第三号の次に次の二号を加える。

(行政事件訴訟特例法等の適用)

第五十九条 港務局の管理する一般

公衆の利用に供する港湾施設に關する

訴訟特例法(昭和二十三年法律第八

十一号)の適用については、港務

局の委員会の委員長は、行政庁と

みなす。

第六十条第二号の次に次の二号を

加える。

二の二 第十条の規定による港務

局の解散の認可(重要港湾に係

るものに限る。)

第六十条第四号の次に次の二号を

加える。

四の二 第四十四条の二の規定に

よる入港料についての認可

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

第五十五条の二 港務大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行なうためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員は、他人の土地に立ち入りさせることがあることができる。

第五十五条の二 港務大臣又は港湾管理者は、前項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損害を補償しなければならない。

2 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(港湾工事に伴う工事の費用の補

償)

第五十五条の五 運輸大臣又は港湾

管理者の行う港湾工事の結果、港

湾管理者以外の者に工事の必要を

生じさせた場合は、国又は港湾管理者は、政令で定めるところにより、

港湾管理者は、政令で定めるところにより、その必要を生じさせた

た限度において、その費用の全部

又は一部を補償しなければならな

い。

2 第四十二条第四項の規定は、前

3 第一条の立入は、所有者又は占

有者の承諾があつた場合を除き、

日出前及び日没後においては、し

てはならない。

2 第一条の職員は、同項の規定に

より他の土地に立ち入る場合に

い。

2 第四十二条第四項の規定は、前

3 第一条の立入は、所有者又は占

有者の承諾があつた場合を除き、

日出前及び日没後においては、し

てはならない。

2 第十二条第一項第一号中「港湾区域及び」を「港域、港湾区域

に隣接する地域及び」に改め、同項

第三号の次に次の二号を加える。

(行政事件訴訟特例法等の適用)

第五十九条 港務局の管理する一般

公衆の利用に供する港湾施設に關する

訴訟特例法(昭和二十三年法律第八

十一号)の適用については、港務

局の委員会の委員長は、行政庁と

みなす。

2 第十条の規定による港務

局の解散の認可(重要港湾に係

るものに限る。)

第六十条第四号の次に次の二号を

加える。

四の二 第四十四条の二の規定に

よる入港料についての認可

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

(行政事件訴訟特例法等の適用)

第五十九条 港務局の管理する一般

公衆の利用に供する港湾施設に關する

訴訟特例法(昭和二十三年法律第八

十一号)の適用については、港務

局の委員会の委員長は、行政庁と

みなす。

2 第十条の規定による港務

局の解散の認可(重要港湾に係

るものに限る。)

第六十条第四号の次に次の二号を

加える。

四の二 第四十四条の二の規定に

よる入港料についての認可

附則

この法律は、公布の日から施行す

ける水の埋立、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこと。

第十八条第一項但書を削る。

第二十二条第三項中「第十六条第一項の下に「第十七条」を加えて同項と同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

監事は、委員を兼ねることができない。

第二十七条第一項中「第十二条第一項を第十三条第三項に改める。」

第十三条第三項に後段として次の二項を加える。

港湾区域内の水域（政令で定めたもの）の上空及び水底の区域を含む。以下本条中同じ。又は公

共空地の占用

一、港湾区域内の水域（政令で定めたもの）における土地の採取

三、水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四、前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は管理に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

反して当該物件を使用したときは、当該物件を処分したときは、当該物件を運輸省令で定める方法によつて金額に換算した額（当該物件を処分した場合においては、当該金額が当該面積をもつときは、その処分金額）に第十九条から第三項までの規定により國の負担金の交付を受けた場合は、これららの規定に定める工事に付を受けた場合は、これらの規定により、港湾管理者が当該工事のため支出した金額と算する。

17 港湾管理者が第一項から第三項までの規定による國の負担金の交付を受けた場合は、これらの規定により、港湾工事をする場合に

港湾区域内において又は港湾区域内に隣接する地域であつて港湾管理者の長が指定する区域以上港湾隣接地域」という。内において、左の各号の「に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の良の許可を受ければならない。但

子田とした額を國の負担金とすることができる。

18 第二項から第三項までの規定により國が補助したものとする。

第五十二条第二項中「第十七条第一項の下に「第十七条第三項」とし、同条第一項の次に次の二項を加える。」

19 港湾管理者は、前項の規定に違反して当該物件を使用したときは、当該物件を処分した場合は、当該物件を運輸省令で定める方法によつて金額に換算した額（当該物件を処分した場合においては、当該金額が当該面積をもつときは、その処分金額）に第十九条から第三項までの規定により國の負担金の交付を受けた場合は、これららの規定により、港湾工事のため支出した金額と算する。

20 第二項から第三項までの規定により國の負担金の交付を受けた場合は、これらの規定により、港湾工事をする場合に

港湾区域内において又は港湾区域内に隣接する地域であつて港湾管理者の長が指定する区域以上港湾隣接地域」という。内において、左の各号の「に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の良の許可を受ければならない。但

規定期により國が補助した率」と就み替えるものとする。

第五十二条第二項中「第十七条第一項の下に「第十七条第三項」とし、同条第一項の次に次の二項を加える。」

21 第二項から第三項までの規定により國の負担金の交付を受けた場合は、これらの規定により、港湾工事をする場合に

港湾区域内において又は港湾区域内に隣接する地域であつて港湾管理者の長が指定する区域以上港湾隣接地域」という。内において、左の各号の「に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の良の許可を受ければならない。但

知しなければならない。但しこれらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第二項の立入は、所有者又は占有者に工事の必要を

知しなければならない。但しこれらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入りするためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に對し防護よし從事すべきことを命じ、又はその現場において、他への土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、取用し、若しくは処分することができる。

5 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

6 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

7 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

8 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

9 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

10 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

11 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

12 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

13 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

14 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

15 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

16 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

17 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

18 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

19 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

20 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

21 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

22 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

23 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

24 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

25 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

26 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

27 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

28 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

29 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

30 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

31 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

32 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

33 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

34 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

35 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

36 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

37 第二項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせることは、この限りでない。

は港務管理者は、政令で定めると
ころにより、その必要を生じさせ
た限度において、その費用の全部
又は一部を補償しなければならな
い。
い。また、その補償を受ける者が必然とな
じさせられた上部につき特に利害を受ける
ときは、その利害を受ける限度において、その
上に補償をしなければならない。

2 項の場合に準用する。

第六十一条第二号の次に次の二号を
加える。

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基

行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律（昭和三十七年法律第二百二十四号）の一部を次のよう改訂する。

連軍協定といふ。(第五条)を、
「合衆國軍隊の下に、又は國際連
合の軍隊」を加へる。
本則第二項中、「公の目的で運航
される航空機及びその航路若くは
り組んで云々の運航に従事する者を

〔山崎男爵登壇〕
○山崎男爵　さて、本議題となりました二法案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、港湾法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本法案の内容は、港湾整備の範囲の

第六十一条第二号の次に次の二号を加える。
第六十一条第二号の次に次の二号を加える。
二　　第十一条^(第二項取扱書)の規定による
港務局の解散の認可(重要港湾に係るものに限る)。

港務局の解散の認可（重要港湾に係るものに限る）。

四の二 第四十四条の二の規定に
する場合を除むるに限り、同分
を加える。

附則 による入港料についての認可

二の夫婦の結婚の原因は、夫の嗜好が重

二、この法律の施行の際現在存する運務局を組成するに當り公表原本ニは、文正義第十五号

この法律の施行の際限り存する通商局定期課する地方公共團体には、改正後の第十条各項の規定は、適用しない。但し、同各項の規定によつて債務を負担すべき旨を通報新規の規定によっても、同一の事由によるものと見なされる場合は、適用する。

（二）法律の施行の際當に存する運輸局を組成する等法公團體には、改正後の第十条第項第一項の規定は、適用しない。但し、同各項規定の規定で定めた場合は、この限りでない。局の定款で定めた場合は、この限りでない。港務法の一項を改正する法律案（内閣開閣提出、參議院送付）に関する報告書

最終号の附録二回戦

〔最終号の附録に掲載〕

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和二十九年五月十日 衆議院会議録第四十六号 港湾法の一部を改正する法律案外一件

社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す投票権を拂ふし、國外人に表示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

(輸出の制限)

第十二条 会社以外の者は、会社から輸出せられたものでなければ、硫安を輸出してはならない。

(流出の禁止)

第十三条 輸出する目的で会社から硫安を譲り受けた者は、当該硫安を輸出以外の用に供してはならない。但し、会社に腹渡する場合は、この限りでない。

(協定の認可)

第十四条 硫安の生産業者は、臨時硫安輸出安定法第十一条第一項の承認があつた後において、通商産業大臣の認可を受けて、会社に腹渡すべき硫安の数量又はその取引条件について協定を締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の認可申願があつた場合において、その協定の内容が不當に差別的であると認めるときは、認可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の規定は、会社の行う正当な行為及び硫安の生産業者が前条第一項の認可を受けた行為には、適用しない。但し、不公平な取引方法については、この限りでない。

(罰則)

第十六条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十方円以下の罰金に処する。

1 第十一条の規定に違反して硫安を輸出した者

2 第十二条の規定に違反して硫安を輸出以外の用に供した者

3 第十六条 第九条の規定による命令に違反し、又は第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合においては、その違反行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

4 通商産業大臣は、発起人を指定して、会社の設立に関する事務を処理させる。

5 発起人は、定款を作成して通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

6 発起人は、設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

7 この法律の施行の際現にその商号中に日本硫安輸出株式会社といふ文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商号を変更しなければならない。

8 第七条の規定は、前項の期間内は、前項に規定する者には、適用しない。

第十九条 第八条の規定に違反して商号中に日本硫安輸出株式会社と

いう文字を使用した者は、二万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二条及び第十三条の規定は、会社の設立の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、昭和三十三年七月三十日又は会社の解散の時のいずれか早い時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際現に硫安の輸出の契約を締結している者は、第十二条の規定にかかるらず、輸出することを妨げない。

4 通商産業大臣は、発起人を指定して、会社の設立に関する事務を処理させる。

5 「昭和三十四年」を「昭和三十五年」に改める。

6 「大西頃夫君登壇」

○大西頃夫君登壇

7 大西頃夫君登壇

8 大西頃夫君登壇

9 大西頃夫君登壇

10 大西頃夫君登壇

11 大西頃夫君登壇

12 大西頃夫君登壇

13 大西頃夫君登壇

14 大西頃夫君登壇

15 大西頃夫君登壇

16 大西頃夫君登壇

17 大西頃夫君登壇

18 大西頃夫君登壇

19 大西頃夫君登壇

20 大西頃夫君登壇

21 大西頃夫君登壇

22 大西頃夫君登壇

23 大西頃夫君登壇

24 大西頃夫君登壇

25 大西頃夫君登壇

26 大西頃夫君登壇

27 大西頃夫君登壇

硫安工農合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案

硫安工農合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案に対する修正案

第三条中「硫安審議会」を「肥料審議会」に改める。

第六条第二項中「臨時硫安輸出給付法」を「臨時肥料需給安定法」に改める。

第十一条第一項中「臨時硫安輸出給付法第十九条」と「臨時肥料需給安定法第十二条」を「臨時肥料需給安定法第十九条」と「臨時肥料需給安定法第十二条」に改める。

第十三条第一項中「昭和三十三年」を「昭和三十四年」に改める。

附則第二項中「昭和三十三年」を「昭和三十四年」に改める。

○大西頃夫君登壇

放置するとき、わが国硫安生産業者は、輸出を貿易するのみならず、生産を縮小せねばならないと思われるのでありまして、かくなつては、硫安の生産原価は一層高騰し、消費者である農民にも現在以上の高価も、從来の輸出市場を永久に喪失する結果となります。かくのごときは、わが國経済の自立達成上大いに寒心すべきものと言わねばなりません。従いまして、このような事態を一刻も早く除去するためには、硫安工業の合理化を急速に行いまして、国際的に割高なこの法律は、その時以後も、なおその効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なおその効力を有する。

正する。

第三条中「肥料審議会」を「肥料審議会」に改める。

第六条第二項中「臨時肥料需給安定法」に改める。

第十一条第一項中「臨時肥料需給安定法第十九条」と「臨時肥料需給安定法第十二条」を「臨時肥料需給安定法第十九条」と「臨時肥料需給安定法第十二条」に改める。

第十三条第一項中「昭和三十三年」を「昭和三十四年」に改める。

附則第二項中「昭和三十三年」を「昭和三十四年」に改める。

○大西頃夫君登壇

り連合審査会を行いましたが、審議の詳細は公職員に譲ります。

五月七日本法案に対する質疑は全部終了いたしましたので、ただちに討論採決を行つもりでおりましたところ、同日小川平二君外十六名より修正案が提出されましたので、修正案及び原案を一括して討論に入りました。自由党を代表して福田一君、改進党を代表して山手満男君はそれより賛成の討論をされました。日本社会党の加藤清二君、日本社会党の加藤敏道君はそれより反対されました。採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は多数をもつて可決すべきものと修正案が採決されたのであります。

なお、修正案の内容は、さきに本院において修正された臨時肥料輸出法において修正された臨時肥料輸出法によります。順次これを許します。永井勝太郎君。

〔永井勝太郎君登壇〕

○永井勝太郎君 私は、日本社会党を代表しまして、たゞいま問題となりました硫安工業合理化及び硫安輸出調整法案に対し、その説明を省略し、会議録に譲りたいと思います。

以上で御報告を終ります。(拍手)

○鶴長(鶴長次郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。永井勝太郎君。

〔永井勝太郎君登壇〕

○永井勝太郎君 私は、日本社会党を代表しまして、たゞいま問題となりました硫安工業合理化及び硫安輸出調整法案に対し、その説明を省略し、会議録に譲ります。

りまして、ともにわれくの許容し得ないところであります。

。

反対理由の第一は、硫安工業合理化対策の諸点についてであります。政府は、硫安工業の合理化について、必要なに応じ生産業者に勧告することができ、必要な資金の融通をあつせんするものとするとなつておるのであります。が、合理化の内容と目標とのプログラムは明らかではなく、いたずらに海外から機械の輸入を急ぎ、過剰生産となり、出血輸出となり、国内農民への赤字転嫁となる悪循環を繰返している感がいたたのであります。いやしくも合理化と叫うからには、企業に対する正確な診断が基礎にならなければなりません。合理化の推進にあつては他において修正された臨時肥料輸出法において修正された臨時肥料輸出法によります。順次これを許します。永井勝太郎君。

以上で御報告を終ります。(拍手)

○鶴長(鶴長次郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。永井勝太郎君。

〔永井勝太郎君登壇〕

○永井勝太郎君 私は、日本社会党を代表しまして、たゞいま問題となりました硫安工業合理化及び硫安輸出調整法案に対し、その説明を省略し、会議録に譲ります。

以上で御報告を終ります。(拍手)

特に、吉田内閣は、疑惑と汚職に
醜を天下にさらしておるのであります。
す。海を行けば造船疑惑、陸を行け
ば運賃疑惑、里を行けば保全汚職、地
を行けば地下鉄汚職。今や日本は汚
の泥沼と化しておるのであります。
(拍手)この責任への反省もなく、利

的臭味の濃い、かくのごとき法案を
そうとすることは、方面をかえた汚
の店開きとも見られるのであります
て、ここにわれくは断固この法案

○謂長堤康次郎君 中村時雄君。
〔中村時雄君登壇〕
○中村時雄君 私は、ただいま上程
(拍手)

開拓臨時指揮法案に対し、日本社会れました硫安工業合理化及び硫安鉱業を代表して反対の理由を申し述べんするものであります。(拍手)

陛下參議院において審議中の臨時肥料需給安定法案とともに、一昨年秋、わゆる硫安の出血輸出にして全蘭農業に特に深刻なる衝撃を与えました國価格と国内價格のいわゆる三重價格

問題を契機として法制化されたもの
あります。この二法案が、不适当な
税安の国内価格を引下げる手段と
して、税安工事の合理化を促進すると
ともに、農民のために一定の数量を確

し、最高価格を設定することによつて、價格の安定をはからんとする趣旨にては、われ々は原則的に何らの

昭和二十九年五月十日 案研究会議録第四十六号

確安工場合理化及び確安輸出調査臨時措置法案

七九

議もないのであります。が、しかし、両法案とも、その内容並びに実施上予

文書といたしまして、開発銀行にこの
金の借入れをしたときに提出しました

となり、食糧増産を含む平和産業は今後一層縮減されるであろうということは、少くともこれまでのところ、大いに

費者に転嫁されることになり、個々の業者が行う場合と違つて、輸出会社が行つては、必ずしもここに一定の限度

す。海を行けば造船競争、陸を行けば
陸運競争、里を行けば保全汚職、地下
を行なば地下汚職競争、今や日本は汚職
が想される成果について検討してみます。
と、所期の効果を収めるためにはわざわざ

の泥沼化しておるのであります。指手)この責任への反省もなく、利権であります。同時に肥料需給安定法案に付いたまま去らざるを以ては、告、司在農本委員會の名

白黒の辺りが、かくのところ、どうぞお手に取らるる所で、さうすることとは、方面をかえた汚職力によつて相当の修正が行われた結果の開きとも見られるのであります。果、原案におけるある程度の不安を除

で、ここにわれくは断固この法案に
反対の意を表明するものであります。
これはこれに消極的ながら賛成の意を表す
ものであります。

○謹長 慶次郎君 中村時雄君。
〔中村時雄君登壇〕

○中村時雄君 私は、ただいま上程されましたが、この二、三の点を明らかにいたしました。そこで、今お多くの方に持つものであります。

開拓臨時措置法案に対し、日本社会党をして、遺憾ながらこれに反対せざるを代表して反対の理由を申し述べんと申らうござります。(拍手) う次第であります。(拍手)

本法案は、さきに衆議院を通過して
目下參議院において審議中の臨時肥料
法であります。価格の引下げを行わんとする
ことありますが、これらの内容に古

補給安定法案とともに、一昨年秋、いわゆる硫安の出血輸出として全國農民に与て、翌年の春までに子孫をもつての間、

価格と国内価格のいわゆる二重価格の何ら行われていないことあります。すなわち、政府の説明によれば契機として法制化されたもので

もに、農民のために一定の数量を確保し、最高価格を設定することによって、いうのであります。このように市価格を規定する以上、これに基く根拠がな

価格の安定をはからんとする趣旨については、われ々は原則的に何らの異議はない。しかし、先般各メーカーより、穏やかに、

費者に転嫁することになり、個々の業者が行う場合と違って、輸出会社が行なうには、おのずからそこに一定の限度が生れて来るのでござります。このことはどういうことかといえは、国際価格との差を償つに足る利益をあげること、この法案通りではとうてい想像もできないということを意味するものでございます。そうすれば、一体政府の言う、五年後において輸出会社の賃入代金との差から生ずる赤字はいかにして処理されるのでありますよいか、会社の自己負担と口で言ひながら、結局は、長い期間においては、国内価格に転嫁するか、あるいは政策上の理由によつて国庫が負担するかであり、結局国民全体がこれを負担せざるを得ないという結果が出て来ると推測できることでござります。(拍手)

のきの綱領的な政策であると断せざるを得ないのでございます。(拍手)
さらに輸出会社に対する第二点として指摘されることは、輸出業務の一元化並びに計画化によつて輸出の合理的な发展を行はんとするということであります。これもあくまで肥料生産の合理化や輸出の順調な发展が行われての最初で期待されるものであります。
しかるに、これらの点に対する保障は何一つありません。かえつて、順調に行かない場合、輸出会社の実現により硫安資本のカルテル化がこの一角より促進せられ、たとえば、国際市況が悪化すれば、自由経済のもとにおいて当然国内価格の引下げとなつて現われ、あるいは逆に国内価格をつくり上げようとする業者の發言権を強化する手段となることは、火を見るよりも明らかでございます。さらに重大なことは、輸出会社がメーカーの出資会社であるということであります。このことは政府並びに肥料審議会の監督権を非常に弱め、肥料資本家の独創性のもとに農民が誠実な取扱いをされるということは、過去に行われた事実からいつても私一人の心配ではなかろうと思うのでござります。

るため、國家が學
本法案の目的達成に
り、これがためには
社もしくは公社に撥
を払つてこそその日
であつて、この点、
不徹底のそしりを負
をさいます。(拍手)
この法案に対し
は、ただ単に反対の
べく、十分なる検討の
べきである、と思う
なわち、政府の考へ
らないことがが確実の
考え方を見直し、
関連からして、この
肥料も加味いたしま
とてこれは取上げ
うと思うのであります
の検討をする時間
を私はまことに遺憾
をさします。

肥料の販路と価格
心を払いつつある農
ころん将来性あるし
全なる發展を望む立
も、本法案がきわめ
たつもりであります
益に奉仕せんとする
るということを、私
たつもりであります

最大の関心を払つて援助すべきであ
る、いわゆる国策会
議が、國肥料工業の健
康よりしまして期待はすれ
ば現在明らかにし
て肥料資本家の利
益精神に貢かれてお
る。(拍手)だが、し

かし、もしもあくまで多数の無定見の力がなければ、今般の与党問題がこの法の可能性を十分はとを御注意申し上。この意味においては、吉田総理は権力のものと考えていら
せんが、ことわざは理に勝たず、理に勝たず、権は権に勝たず、権は権の発動によつて
実例をわれへば、されたのでありますから、この反面、が全國民を敵とし
たと言つても私は
のでござります。
罪の結果を恐れた
連の人たちは、こ
新党結成を指示さ
す。この新党とい
法論として政策を
は、側近をパック
選挙という目標を
(拍手)しかし、現
多數をもつて再び
居すわらさんとす
よ。家の子郎党
いてすら吉田総理

までかような法案を
で押し通さんとする
党内に生ける汚職、
案の裏面にも起り得
らんでいるといふ
げる。(拍手)
て、最後に私は吉田
けたいのであります
力あるものを最高の
つしやるかもしれま
にもあるようだ、非
は法に勝たず、法は
天に勝たずと言いま
、獄事件は、指揮
法律が権力に屈した
て戦いをいどんで來
過盲でないと思ふ
(拍手)しかも、この
ことは吉田内閣
法律が権力に屈した
まことと見てつけ
す。(拍手)だが、一
吉田総理を取巻く
う美名のもとに、方
れを糊塗せんとして
たてにし、その事
・ボーリー、総理の
掲げて、選舉の結果
吉田総理をその上に
たる自由党内部にお
たな上げを叫ぶ者が
実はどうであります
る魂胆であります。

予想以上に多い、
余りこれに水を
眞実の姿でありな
天の声であります。
破せんとして、へ
いて今までに立
のでござります。
私は一言注意
討論を終る次第で
○議長(堤康文太郎
終局いたしまして
採決いたしまして
告は修正であります
告の通り決するに
求めます。
〔賛成者起立
○議長(堤康文太郎
て本案は委員長起立
た。

ため、現在では憲
さんとしておるの
ましよう。大衆の声
す。よく聞いてござ
ら正確の叫びであり
状態に満ちた権力を
全国民が津々浦々に
う上らんとするあけ
を申し上げ、私の反
であります。(拍手)
君) これにて討論
。本案の委員長の
ます。本案を委員長
に賛成の諸君の起立
報告を求める。

第六 軍事郵便貯金等特別処理法
案(内閣提出)
議長(堤源次郎君) 日程第六、軍
事郵便貯金等特別処理法案を議題とい
ます。委員長の報告を求めます。
委員会理申花秀雄君。

貯金等の特
事項を定め
(定義)
第二条 この
号に掲げる事
める定義に
一 「軍事
郵便局」
預入され
二 「軍事
郵便局」
振出の請
いう。
三 「外地
等にあつ
郵便貯金
四 「外地
等にあつ
があつた
五 「外地
外地等に
まれた郵
(口座に
含む)を
六 「口外
湾、開港
南洋群島
島、硫黄
諸二十七
東諸島を
(軍事郵便
第三条 昭和
預入された
(この法律

専別処理に関して、必
用語は、該各号
従うものとする。
郵便貯金」とは、旧
は旧海軍軍用郵便
水があつた郵便為替
をいふ。
郵便貯金」とは、旧
た郵便局で預入さ
郵便為替をいふ。
郵便振替貯金」とは、
あつた郵便局で預
便振替貯金の払
受け入れられたもの
含む。)をいふ。
貯金の換算)。
二十年八月十六日以
軍事郵便貯金の現行
度以南の南西諸島

昭和二十九年五月十日 衆議院会議録第四十六号 軍事郵便貯金等特別処理法案

- 郵便局で払いもどしがあつた軍事郵便貯金については、その払いもどし前の現在高の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。
- 一 表示金額千五百円までの部分について
- 二 表示金額千五百円に掲げる換算率別表甲欄に掲げる換算率別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき
- 三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円となるまでの部分につき
- 四 別表乙欄に掲げる換算率別表丙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき
- 五 別表丙欄に掲げる換算率（外地郵便為替の換算）
- 第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。
- 一 表示金額千円までの部分につき 別表甲欄に掲げる換算率
- 二 表示金額千円をこえる部分につき 別表丙欄に掲げる換算率
- 三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円をこえることとなる部分につき
- 四 別表丙欄に掲げる換算率
- 第五条 昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた軍事郵便為替の金額（この法律の施行前に本邦にある郵便局で払渡があつた軍事郵便為替については、その払渡前の金額）は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。
- 一 表示金額千円までの部分につき 別表甲欄に掲げる換算率
- 二 表示金額千円をこえる部分につき 別表乙欄に掲げる換算率
- 三 表示金額千五百円に掲げる換算率（外地郵便貯金の換算）
- 第五条 昭和二十一年十月一日以後振入された外地郵便貯金の現在高の

金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

三 表示金額を別表丙欄に掲げる換算率

（外地郵便為替の換算）

第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

三 表示金額千五百円をこえる部分につき 別表丙欄に掲げる換算率

（外地郵便為替の換算）

第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき 别表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千円をこえる部分につき 别表乙欄に掲げる換算率

（外地郵便為替の換算）

第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき 别表丙欄に掲げる換算率

（外地郵便為替の換算）

第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき 别表甲欄に掲げる換算率

（外地郵便為替の換算）

第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき 别表丙欄に掲げる換算率

（外地郵便為替の換算）

第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき 别表甲欄に掲げる換算率

（外地郵便貯金の換算）

第五条 昭和二十一年十月一日以後振入された外地郵便貯金の現在高の

につき

別表丙欄に掲げる換算率

（軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱の制限）

第八条 郵政省は、預金者の請求により、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳と引き換えに新たに通常郵便貯金の貯金通帳を交付する。

第九条 前項の規定による請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の貯金通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、そ

は、同項の規定にかかわらず、そ

しない。

郵政省は、外地郵便貯金である

定額郵便貯金の貯金証書によつては、払いもどし証書による払いもどしの取扱を除いて、貯金の払いもどしの取扱をしない。

〔山花秀雄君登壇〕

○山花秀雄君 大いに議題となりました。

〔山花秀雄君登壇〕

軍事郵便貯金等特別処理法案（内閣提出）に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔山花秀雄君登壇〕

誠僥用放資

ラジオ関係放送 債券		減 使 用 放 貸	前 払 借 家 料	放 送 債 券 値 滞 資
ラジオ関係放送 債券	充 行 差 金	金 檢 立 金	前 払 借 家 料	三六〇,〇〇〇,〇〇〇
ラジオ受信料前 受 金	放 送 債 券 発 行 差 金 未 償 却 額	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇
ラジオ受信料前 受 金	物 品 購 入 代 金 未 払 金 外	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
前 受 収 益	二 十 八 年 度 分 以 降 前 受 受 信 料	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
預 金	敷 地 貨 物 前 受	一一〇,〇〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇
預り有価証券	集 金 委 託 保 证 金	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇
仮 受 金	集 金 委 託 保 证 金 引 証 券	九〇〇,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇,〇〇〇
債券	外 源 収 収 所 得 税	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
ラジオ関係放送 債券	日本勵業銀行	同 同	同 同	三六〇,〇〇〇,〇〇〇
レバビゾン 借入金	三六〇,〇〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇,〇〇〇
ラジオ関係放送 債券	三六〇,〇〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇,〇〇〇

昭和二十七年度貸借対照表

昭和二十八年三月三十一日現在

(科)
目
(資
產
の
部
(金

昭和二十九年五月十日 衆議院会議録第四十六号 日本放送協会昭和二十七年度計算書、貸借対照表及損益計算書外二件

八〇一

受信料前受金

その他の流動負債

流動負債合計

固定負債合計

長期借入金

放送債券

固定負債合計

負債合計

長期借入金

放送債券

固定負債合計

長期借入金

放送債券

固定負債合計

長期借入金

放送債券

固定負債合計

長期借入金

放送債券

10月1日 20000

三七九〇六五〇

三七九〇六一七五

三七九〇六一七五

一七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

三、昭和二十七年度損益計算書

昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十日まで

三七九〇六一七五

三七九〇六一七五

一七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

四、昭和二十七年度財産目録

昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十日まで

三七九〇六一七五

三七九〇六一七五

一七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

あり、貯蔵品二五七二万七千円は、一般機器補修用材料、業務用備品消耗品等の在庫高である。前払費用一〇〇五万円は、前払借入金利息、火災保険料等であり、その他流動資産八〇九七万八千円は、放送役務料未収金二五一万四六千円、国際放送交付金未収金七五〇万円等である。

口 固定資産

固定資産額三九億五二三

一万八千円中ラジオ関係は建物一億七五九八万円、構築物三億九〇一八万三千円、機械二億四五四四万一千円、器具什器三四四万九千円、土地四億七八六〇万八千円、テレビジョン関係は、建物一〇万五千円、構築物四九七万二千円、機械九七四二万九千円、土地三一九二万円で、それぞれ減価償却引当金を控除した現在価額である、建設費勘定一億九三三四万九千円、東京第二放送会館建設工事、その他ラジオ関係未完成施設七九四四万三千円及び東京テレビジョン鉄塔建設工事、その他テレビジョン関係未完成施設一億一三八〇万円である。

ハ 特定資産

は、減価用放資で放送債券発行額一六億二四〇〇万円に對し、放送法第四十二条第三項によつて積み立てられた債券償還のための資金である。二銀延勘定六二五六万一千円は、放送債券発行額一六億二四〇〇万円の発行差金未償却額六二五〇万三千円等である。

二 負債について

昭和二十八年三月三十日ににおける負債額は、二三億三八八〇万三千円であり、その内容は大要次のとおりである。

イ 流動負債

流動負債一億二七八〇万三千円中未払金一億七九三三万八千円は、集金委託経費、その他物品購入代金等であり、受信料前受金二〇四八万五千円は、翌年度以降分の受信料である。その他の流動負債二七九九万円は、源泉徴収所得税抜受金等である。

ロ 固定負債

固定負債二億二二〇〇万円は、放送債券一六億九〇〇万円及び長期借入金四億九千円であり、このうちラジオ関係借入金は二億七七〇〇万円、テレビジョン関係

は、減価用放資で放送債券発行額一六億二四〇〇万円に對し、放送法第四十二条第三項によつて積み立てられた債券償還のための資金である。二銀延勘定六二五六万一千円は、放送債券発行額一六億二四〇〇万円の発行差金未償却額六二五〇万三千円等である。

三 损益について

本年度決算の結果は、先に述べたとおり、当期剩余金は一億二五五万八千円である。

六二万円で、これを予算額八〇億五五〇四万六千円に比較すれば、一億八三〇四万六千円の支出減である。

三万円で、これを予算額六一億八八六八万四千円に比較すれば、一億八三〇四万六千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放送交付金

八九七万三千円、合計三八九

千円の収入増である。

の収入増である。

すなわち、受信料収入は、

受信契約者の増加の結果、六

〇億三七九万四千円で、予算

額五八億七八五万円に比

較すれば、一億二五〇四万四

千円の収入増である。交付金

収入は、国際放送交付金三

〇〇万円及び選舉放

ロ 事業収入
事業収入は、受信料収入四万円で、これを予算額六万円に比較すれば、一八万円の収入減である。

二 支出について

(ラジオ)

支出総額中ラジオ関係は、七三億三七万一千円で、これを予算額七七億二九四〇万六千円に比較すれば、四億二九〇三万五千円の支出減である。

イ 資本支出

資本支出は、一一億六三五万四千円で、これを予算額一五億七八五八万七千円に比較すれば、四億一六三三万三千円の支出減である。

千円の支出減である。

ナ 事業支出

事業支出は、六一億三八一千円で、これを予算額一万七千円で、これを予算額六一億六三八万一千円に比較すれば、八二六万四千円の支出減である。

ナ 事業費

事業費は、五六

億五三三五万一千円で、予算額五六億七二一萬八千円に比較すれば、一七七六万七千

円の支出減であり、このうち、人件費は、二二億六六〇

二万円で、予算額二二億六七

一七万九千円に比較すれば、一五万九千円の支出減であ

り、すなわち、建設費は、七億三八五万四千円に止つたため、予算額一億一〇一八万

七千円に比較すれば、四億六

三万三千円の支出減であ

り、放送債券償還積立金繰入

は、前年度発行予定額中一億

四が発行に至らなかつたた

め、一億六二四〇万円で、予

算額一億七七二四〇万円に比較すれば、一〇〇〇万円の支出減である。

諸返還金は、放送債券償還

金二六〇〇万円及び長期借入

金返済金の当期予定額二億一

〇〇〇万円のほか、前期残越取支剩余金等から六〇〇〇万円の返還を行つた結果、二億九六〇〇万円である。

ロ 事業支出

事業支出は、六一億三八一千円で、これを予算額六一億六三八万一千円に比較すれば、一六

〇万五千円の支出増である。

千円、合計一億九二八六万八千円で、予算額一億九二二六万三千円に比較すれば、五〇九〇万五千円の支出減である。

(テレビジョン)

支出総額中テレビジョン関係は、二億一三三四万九千円で、これを予算額二億九五六四万円に比較すれば、八三三九万二千

円の支出減である。

四 資産価格の増減
昭和二十八年三月三十一日における資産総額は、四七億八〇五三万三千円で、これを前年度末資産総額四〇億七一七〇万六千円に比較すれば、八三三九万二千円の支出減である。

イ 資本支出

資本支出は、建設費一億七五三九万八千円で、これを予算額二億五六〇〇万円に比較すれば、八〇七〇万二千円の支出減である。

五 資本(固有資本及び剰余金)に関する事項
昭和二十八年三月三十一日における資本総額は、三四億四一七三万円で、これを前年度末の資本総額三四億七六四万四千円に比較すれば、三四〇八万六千円の増であり、その内容は、大要次のとおりである。

四 関連経費は、支払利息一四

四万七千円、予算額六五四万五千円に比較すれば、五〇九〇万八千円の支出減である。

六 剰余金

の四五八二万七千円に比較すれば、一六七三万四千円の増である。

七 固有資本

固有資本一六億八六二万一千円は、昭和二十五年六月一日社團法人日本放送協会から承継した純財産一億六三三七万五千円に、前年度末決算時ににおいて再評価積立金から一億四五二四万六千円を組み入れたものである。

八 剰余金

の四五八二万七千円に比較すれば、一六六〇万八千円の支出減である。

九 債券積立金

の四五八二万七千円に比較すれば、六八万九千円の支出減である。

十 債券償却費

の四五八二万七千円に比較すれば、二億九一八

千円で、これを予算額三八六四万円に比較すれば、六八万九千円の支出減である。

十一 債券発行差金償却

の四五八二万七千円に比較すれば、一六六〇万九千円で、予算額五四

万九千円に比較すれば、五

万六千円の支出減である。

十二 利益

の四五八二万七千円に比較すれば、一六六〇万九千円で、予算額二六六二万一千円に比較すれば、四四〇万九千円の支出増である。

十三 債券償却費

の四五八二万七千円に比較すれば、二億九一八九万八千円の増である。

十四 債券発行差金償却

の四五八二万七千円に比較すれば、一六六〇万九千円で、予算額二六六二万一千円に比較すれば、四一八万九千円で、予算額五四

万九千円に比較すれば、五

万六千円の支出減である。

十五 債券償却費

の四五八二万七千円に比較すれば、三一〇八万七千円で、予算額二六六二万一千円に比較すれば、四一八万九千円で、予算額五四

万九千円に比較すれば、五

万六千円の支出増である。

十六 債券発行差金償却

の四五八二万七千円に比較すれば、一六六〇万九千円で、予算額二六六二万一千円に比較すれば、一億六〇〇〇万円に比較すれば、一億六四三六四

万円の増であり、繰延勘定六二

五六万一千円は、これを前年度末

十七 債券発行差金償却

の四五八二万七千円に比較すれば、一六六〇万九千円で、予算額二六六二万一千円に比較すれば、一億六四七五万円、テレ

リ剰余金一億六四七五万円、テ

官 報 (号 外)

○議長(堀慶次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

り可決いたしました。

間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に半ば付けてある（通す去る）時

例に関する法律の一部を改正する法律

案につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委

員長報告の通り決するに賛成の諸君の
印を二枚(三)。

〔賛成者起立〕

○議長(堤原次郎君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたし

ました。(拍手)

接收不動産に関する借地借家臨時

外三名提出

國際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案（内閣提

○荒船清十郎著　議事日程追加の緊急
出

動議を提出いたします。すなわち、吉田安君外三名提出、接収不動産に関する借地借家臨時処理法案、内閣提出。

<p>際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案、右両案を一括議 論せよ」となし、この際委員長の報告を求 め、その審議を進められることを望み ます。</p>	<p>議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に 異議ありませんか。」 〔異議なし」と呼べる者あり〕</p> <p>接収不動産に關する借地借家臨時處 理法案、國際連合の軍隊に関する民事 特別法の適用に関する法律案、右両案 一括して議題といたします。委員長 報告を求めます。法務委員会理事林 義雄君。</p>	<p>接収不動産に關する借地借家臨時處 理法案、國際連合の軍隊に関する民事 特別法の適用に関する法律案、右両案 一括して議題といたします。委員長 報告を求めます。法務委員会理事林 義雄君。</p>
<p>(この法律の目的)</p>	<p>接収不動産に關する借地借家臨 時処理法</p>	<p>(この法律の目的)</p>
<p>第一条 この法律は、旧連合国占領 軍又は日本國とアメリカ合衆国と の間の安全保障条約第三条に基く 行政協定を実施するため日本國に 駐留するアメリカ合衆國の軍隊若 しくは日本國に駐留する國際連合 加盟國の軍隊等に接収された土地 又は建物に關し、その接収の解除後 における借地借家關係を調整する ための措置を定めることを目的と</p>	<p>接収不動産に關する借地借家臨 時処理法</p>	<p>接収不動産に關する借地借家臨 時処理法</p>
<p>3 この法律において「借地権」と は、建物の所有目的とする地上 権及び貸借権をいい、「借地権者」 とは、借地権を有する者をいう。 (接収地の借地権者の土地優先貸 借権)</p>	<p>2 この法律において「接収の解除」 とは、接収された土地又は建物を その占有に移した行為。</p>	<p>三 旧連合国占領軍が土地又は建 物をその所有者又は借地権者若 しくは建物の貸借権者から直接 その占有に移した行為。</p>

八

備その他一時使用のために設定されたことの明かな借地権を除く。)

の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物所有の目的

で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地

条件で、その土地を賃借することができる。この場合には、前項但書の規定を準用する。

3 土地所有者は、第一項又は前項の由出を受けた日から三週間以内に、旨意の意思を表示しな、とき

は、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

4 土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるので

なければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することができない。

第一項又に第二項に規定する地権者の借地権が接收された當時において第三者に対抗することの

できない借地権又は臨時設備その他一時使用のために設定されたこの明かな昔地権であるときは、

これらの規定は、適用しない。

設定された賃借権の存続期間は、
借地法(大正十年法律第四十九号)

にかかわらず、二十年とする。但し、建物が、この期間満了前に朽

て、「第八条に規定する借地権者」とあるのは「第十七条に規定する建物の貸借権者」と、「借地権」とあるのは「建物の貸借権」と、「借地権者」とあるのは「建物の貸借権者」とある。

2 前項の規定は、建物の貸借権者が更に貸借権を設定している場合に、その貸借権を設定している者に用意する。

(貸借権の設定による損失の補償)

第十九条 第三条若しくは第十二条(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による貸借権の設定を受け、又は第四条若しくは第

十三条(第十四条において準用する場合を含む。)の規定により借地権を受けた者は、権原によりその土地を使用していた者及び

他の者に対する工作物の移転料その他当該貸借権の設定が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(接取地借地借家関係の裁判)

第二十条 第三条若しくは第十二条(第十四条において準用する場合を含む。)に規定する借地条件、第

十五条若しくは第十六条に規定する借家条件又は第四条若しくは第

十三条(第十四条において準用する場合を含む。)に規定する借地条件、第

五条若しくは第十六条に規定する借家条件又は第四条若しくは第

十三条(第十四条において準用する場合を含む。)に規定する借地条件、第

五条若しくは第十六条に規定する借家条件又は第四条若しくは第

十三条(第十四条において準用する場合を含む。)に規定する借地条件、第

五条若しくは第十六条に規定する借家条件又は第四条若しくは第

十三条(第十四条において準用する場合を含む。)に規定する借地条件、第

五条若しくは第十六条に規定する借家条件又は第四条若しくは第

のわざないときは、申立によら、裁判所は、鑑定委員会の意見を聞き、土地又は建物の状況その他一切の事情を参しやくして、これを定めることができる。

第二十一条 第三条、第十二条(第

十四条において準用する場合を含む。)の規定による貸借の申出又は第四

条若しくは第十三条(第十四条に

おいて準用する場合を含む。)の規

定による借地権の譲渡の申出をし

た者が数人ある場合に、貸借しよ

うとする土地若しくは建物又は譲

渡を受けようとする借地権の目的

である土地の割当について、当事

者間に協議がととのわないとき

は、裁判所は、申立により、土地

又は建物の状況、土地若しくは建

物の貸借権者又は譲受人の職業そ

の他一切の事情を參しやくして、

その割当をすることができる。

2 裁判所は、当事者間の衝突を維持するため必要があると認めるときは、割当を受けない者又は著しく不利益は割当を受けた者のために、著しく利益な割当を受けた者に對し、相当な給付を命ずることができる。

(裁判の管轄及び手続)

第二十二条 第二十三条又は前条の規定による裁判は、裁判上の

和解と同一の効力を有する。

(公告)

第二十三条 第二十二条又は第二十一
一条の規定による裁判に対しても、即時抗告をすることができる。その期間は、これを二週間とする。
2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(即時抗告)
第二十五条 第二十二条又は第二十一
一条の規定による裁判に対しても、即時抗告をすることができる。その期間は、これを二週間とする。
2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

接取不動産に関する借地借家臨時処理法案に対する修正案
接取不動産に関する借地借家臨時処理法案に対する修正案
接取不動産に関する借地借家臨時処理法案の一部を次のように修正する。
第十二条及び第十三条を削る。
第十四条を次のよう改める。
第十四条(第二項を除く。)及び第五

条を第十四条とす。
第十八条中「第十七条を「第十四
条に改め、同条を第十五条とす
る。」
第十九条中「若しくは第十二条第
十四条において準用する場合を含
む。」を「(第十二条において準用す
る場合を含む。)に、「若しくは第十
三条(第十四条において準用する場
合を含む。)を「(第十二条において
準用する場合を含む。)に改め、同
条を第十六条とす。
第二十条中「若しくは第十二条第
十四条において準用する場合を含
む。」を「(第十二条において準用す
る場合を含む。)に、「第十五条若
しくは第十六条を「第十六

条(第十四条において準用する場合を含む。)を「(第十二条において準用す
る場合を含む。)に改め、「第十五条若
しくは第十六条を「第十六

条(第十四条において準用する場合を含む。)を「(第十二条において準用す
る場合を含む。)に改め、「第十五条若
しくは第十六条を「第十六

昭和二十九年五月十日 楽議院会議録第四十六号

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案外一件

八一〇

「若しくは第十三条(第十四条において準用する場合を含む。)」を「(第十二条において準用する場合を含む。)」に改め、同条を第十七条とする。

第二十一条第一項中「第十二条(第十四条において準用する場合を含む。)」第十五条若しくは第十六条を「(第十二条において準用する場合を含む。)」第十三条(第十四条において準用する場合を含む。)」第十八条を「(第十二条において準用する場合を含む。)」若しくは第十三条(第十四条において準用する場合を含む。)」に改め、同条を第十八条とする。

第二十二条及び第二十三条中「第二十条」と「第十七条」に改め、これらの規定をそれぞれ第十九条及び第二十条とする。

第二十四条から第二十六条まで中「第二十条又は第二十一条」を「第十七条又は第十八条」に改め、これら

の規定をそれぞれ第二十一条、第二

二十七条を第二十四条とする。

摺取不動産に関する借地借家臨時処理法案(第十六回国会吉田安君外三名提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
國際連合の軍隊に関する民事特別法

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法(昭和二十七年法律第百二十一号。以下「民事特別法」といふ。)の適用については、日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)に依る國際連合の軍隊は、同法第一条に依る合衆国軍隊とみなす。協定に依る國際連合の軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に依る合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族とみなす。

第二条 民事特別法第一条及び第二条の規定は、被審者がアメリカ合衆国又は協定に依る派遺国の一つである場合には、適用しない。

第三条 第二十二条及び第二十三条中「この法律は、日本国とアメリカ合衆国以外の國との間ににおける協定の最初の効力発生の日から施行する。」

第四条 第二十二条及び第二十三条中「この法律は、協定の最初の署名の日から六箇月以内に、受諾を条件としてしないでこれに署名し、これを受諾し、又はこれに加入した國に依しては、日本国との平和条約の最初の効力発生の日からその国について協定が効力を生ずる日の前日までに生じた事項にも適用す

る。この場合においては、民事特別法第四条の期間は、その國に依る行政協定に基く土地使用等の法律が制定され、また、すでに戦災地に対してもは罹災都市借地借家臨時処理法も制定されております。これら兩法律に対する協定からも、この際摺取不動産につき何らかの臨時特例法による解決が必要でありまして、これがたゞ摺取不動産の處理を原則的に罹災都市借地借家臨時処理法の規定によつて解決することを目的として本法案が提出せられたのであります。これらは、この問題となりましたのは去る十二月十九日日本国議會に於ける摺取不動産に関する借地借家臨時処理法案及び第二回議會に於ける摺取不動産に関する借地借家臨時処理法案の結果を御報告申し上げます。

第五条 第二十二条及び第二十三条中「この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間ににおける協定の最初の効力発生の日から施行する。」

第六条 第二十二条及び第二十三条中「この法律は、協定の最初の署名の日から六箇月以内に、受諾を条件としてしないでこれに署名し、これを受諾し、又はこれに加入した國に依しては、日本国との平和条約の最初の効力発生の日からその国について協定が効力を生ずる日の前日までに生じた事項にも適用す

る。別に平和条約発効後の駐留軍に対する不動産の提供については行政協定に基く土地使用等の法律が制定され、また、すでに戦災地に対してもは罹災都市借地借家臨時処理法も制定されたままで、自由党提出の修正案を採決しておきましたところ、全会一致で可決してされました。次いで修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。すなわち摺取不動産に関する借地借家臨時処理法は修正議決せられた次第であります。

第七条 第二十二条及び第二十三条中「この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間ににおける協定の最初の効力発生の日から施行する。」

第八条 第二十二条及び第二十三条中「この法律は、協定の最初の署名の日から六箇月以内に、受諾を条件としてしないでこれに署名し、これを受諾し、又はこれに加入した國に依しては、日本国との平和条約の最初の効力発生の日からその国について協定が効力を生ずる日の前日までに生じた事項にも適用す

る。別に平和条約発効後の駐留軍に対する不動産の提供については行政協定に基く土地使用等の法律が制定され、また、すでに戦災地に対してもは罹災都市借地借家臨時処理法も制定されたままで、自由党提出の修正案を採決しておきましたところ、全会一致で可決してされました。すなわち摺取不動産に関する借地借家臨時処理法は修正議決せられた次第であります。

第九条 第二十二条及び第二十三条中「この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間ににおける協定の最初の効力発生の日から施行する。」

第十条 第二十二条及び第二十三条中「この法律は、協定の最初の署名の日から六箇月以内に、受諾を条件としてしないでこれに署名し、これを受諾し、又はこれに加入した國に依しては、日本国との平和条約の最初の効力発生の日からその国について協定が効力を生ずる日の前日までに生じた事項にも適用す

かくて、五月十日、才なむち日本質疑を終了し、討論省略の上採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもつて政府原案通り可決し六次第であります。

○議長(堤源次郎君) 両案を一括して採決いたします。両案中、接收不動産に関する借地借家臨時処理法案の委員長の報告は修正ありまして、他の一案の委員長の報告は可決であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

一、去る七日次の法律の公布を奏上
し、その旨參議院に通知した。
当せん金附註票法の一部を改正する
法律

入場税法

交通事件即決裁判手続法

領した。

昭和二十八年度第二・四半期における
る國庫の状況

さて、当委員会の審議におきましては、おもな質疑は、日米行政協定に伴、民事特別法の施行状況、特に損害賠償の実績いかんという点にありましたが、政府答弁その他審議の内容は会議に譲ります。

軍とみなし、また国連軍の構成員、軍属及びこれらの者の家族は、行政協定にいう合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族とみなすこととしたこと。第二は、合衆国の駐留軍または国連軍の行動に基因する事故の被害者が国連軍のいずれかの派遣団またはアメリカ合衆国であるときは、日本国には損害賠償の責任がないこととしたこと。なお、前述の協定及び認定書には、漏れ及適用の規定がありますので、本案においても、これに対応して、附則で所要の経過規定を設けたこと。以上が所要事項の要旨であります。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

一、去る八日国会において承認するこ
とを議決した次の件を内閣に送付
し、その旨参議院に通知した。

万国農事協会に関する条約の失効に
関する議定書への加入について承認
を求める件

第二次世界大戦の影響を受けた工業
所有権の保護に関する日本国とスウェ
ーデンとの間の協定の締結につい
て承認を求めるの件

一、去る八日次の法律の公布を奏上
し、その旨参議院に通知した。

物品の無償貸付及び旗亭等に関する
法律の一部を改正する法律

國の所有に属する自動車の交換に関する法律

一、去る八日河井参議院議長から堤謙
長宛、參議院は參議院議員鹿島守の
助君が中央建設業審議会委員に就く
ことができると議決した旨の通知書
を受領した。

一、去る八日河井参議院議長から堤謙
長宛、參議院は国会の会期を五月二
十二日まで十四日間延長することを
議決した旨の通知書を受領した。

一、外務省經濟局長心得水井三樹三は
去る一日転任したので、その政府委
員は自然消滅になつた。

臣申出の、次の者を政府委員に任命
することを承認した。

調達厅不動産部長	山中	一朗
外務省經濟局	百田	正弘
長事務取扱局	朝海浩一郎	
一、去る七日電気通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。		
理事　庄司　一郎君（理事庄司一郎君去る。四月十六日委員会に出席につきその補欠）		
二、去る七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。		
内閣委員	町村	金五君
地方行政委員	橋本	清吉君
大蔵委員	大上	司君
文部委員	中曾根康弘君	
厚生委員	佐藤	芳男君
郵政委員	岡崎	勝男君
労働委員	中野	四郎君
建設委員	菊川	忠雄君
経済安定委員	山下	榮二君
予算委員	古井	喜實君
決算委員	山本	友一君
議院運営委員	小西	寅松君
	高橋	等君
	三和	精一君
内閣委員	松山	義雄君
地方行政委員	古井	喜實君
大蔵委員	岡崎	勝男君
文部委員	町村	金五君
厚生委員	中野	四郎君

郵政委員	佐藤 芳男君
労働委員	山下 榮二君
建設委員	大上
経済安定委員	菊川 忠雄君
予算委員	榎本 清吉君
決算委員	松山 義雄君
議院運営委員	
生田 宏一君	助川 良平君
加藤常太郎君	山本 友一君
内閣委員	
岡 良一君	山中 貞則君
外務委員	
大藏委員	堀川 里子君
文部委員	江藤 夏雄君
厚生委員	高橋 里子君
農林委員	戸叶 里子君
建設委員	西村 樹一君
経済安定委員	有田 二郎君
予算委員	杉村沖治郎君
文部委員	西村 樹一君
厚生委員	高橋 里子君
外務委員	
加藤 勘十君	中村 時雄君
大蔵委員	西村 樹一君
文部委員	有田 二郎君
厚生委員	山中 貞則君

昭和二十九年五月廿日
東京電力株式会社四十四
号室

六
一
三

は、早急に実現することは困難であります。が、なおよく研究いたしたいと思います。

五日市線の方ソリンカーの増発、並びに最終列車の増発につきましては、車両及び要員の増加をきたしますので、国鉄の現状では、早急に実現することは困難であります。しかしながら、なお現在の地の実情等につきましては調査の上、よく研究いたしたいと思います。

衆議院会議録第四十三号中正説
質問段行 誤 正

昭和二十九年五月十日 柴議院会議録第四十六号 議長の報告